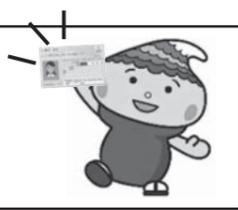


作るなら今がオススメ！ マイナンバーカード



オススメの理由1

上限5,000円分のマイナポイントがもらえる（令和3年3月末まで）
マイナポイントとは、キャッシュレス決済でのチャージまたはお買い物額に対して最大25%分が還元される事業です。（還元の上限は5,000円分まで）

STEP1 マイナンバーカードを作る
新しくマイナンバーカードを作る人だけでなく、既にマイナンバーカードを作っている人もマイナポイントの申し込みができます。

STEP2 マイナポイントを申し込む
申込方法が分からない人は、役場で申し込みができます。
時月・水・金曜日・8:30~17:15
火・木曜日・8:30~20:00
12月5日(土)・8:30~12:00
〒役場1階元喫茶店
マイナンバーカード、マイナンバーカードの4桁の暗証番号、キャッシュレス決済サービスのカードやスマホ
☎政策企画課820-5658



STEP3 お店でチャージまたはお買い物をする
令和3年3月末までにチャージまたはお買い物を行ってください。

STEP4 マイナポイントがもらえる
もらえるポイントの上限は5,000円分です。

- 【注意】**
- ポイント付与の方法やタイミングについては、決済サービスにより異なります。詳しくは決済サービス事業者にお問い合わせください。
 - 12月29日(火)7:30~令和3年1月1日(金)0:30の期間はマイナポイントの申し込みはできません。

オススメの理由2

今なら写真撮影が無料（令和3年3月末まで）
マイナンバーカードを作る際には、顔写真が必要です。
令和3年3月31日までは、税務住民課で無料で顔写真が撮影できます。
※写真サイズ・縦4.5cm×横3.5cm

オススメの理由3

健康保険証として使えるようになります（令和3年3月から）
マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、事前にマイナポータルでの登録が必要です。スマートフォンからも登録が可能です。詳細は、令和3年2月号広報でお知らせします。

マイナポータルへのスマホからのアクセスはこちら！→



さらに今後は…

- スマホにマイナンバーカード機能を搭載（令和4年予定）
- マイナンバーカードと運転免許証の一体化（令和8年予定）
- 金融機関などへの住所変更届出不要（令和8年予定）

※国は、令和4年までにマイナンバー普及率約100%を目標としています。

マイナンバーカードでできることをご紹介します

本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる

全国のコンビニで公的な種証明書が取得できる

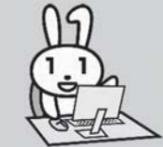
【取得できる証明】
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本（抄本）、戸籍の附票、課税台帳事項証明書、所得証明書
※戸籍謄本（抄本）・戸籍の附票は、本籍が熊野町にある人のみ

【利用できる時間】
6:30~23:00（年末年始を除く）



インターネットで確定申告（e-Tax）ができる

自宅でも便利！



マイナンバーカードを作ってみよう！

マイナンバーカード申請には通知カード・個人番号カード交付申請書が必要です。（※右の写真）
引越しなどで申請書の内容に変更があった場合や、申請書を紛失された人は役場で再発行ができます。
マイナンバーカードを申請されていない人には、右の写真とは異なる申請用紙が随時送付されています。オンラインでの申請も可能です。



申請から受け取りまで約1カ月

スマートフォンから申請する場合
申請書の右下のQRコードを読み取り、顔写真をアップロードすることで申請ができます。

窓口での申請・交付

場所	時間	備考
税務住民課	8:30~17:15 (平日のみ)	個人番号カード交付申請書、印鑑、写真 ※無料の写真撮影も行っています。
東公民館		
くまの・みらい交流館		

~12月の臨時開庁のお知らせ~

時12月5日(土)・8:30~12:00
12月10日(木)、17日(木)・17:15~20:00
持通知はがき、通知カード、印鑑、本人確認書類（写真付きの身分証明書がない場合は2点）
☎税務住民課820-5604

- 【注意】**
- マイナンバーカードは、病気や入院などやむを得ない理由を除き、本人による受取りが必要です。
 - マイナンバーカードの申請、交付業務のみ行います。

問い合わせ先
マイナンバーカードに関すること・税務住民課☎820-5604
マイナポイントに関すること・政策企画課☎820-5658